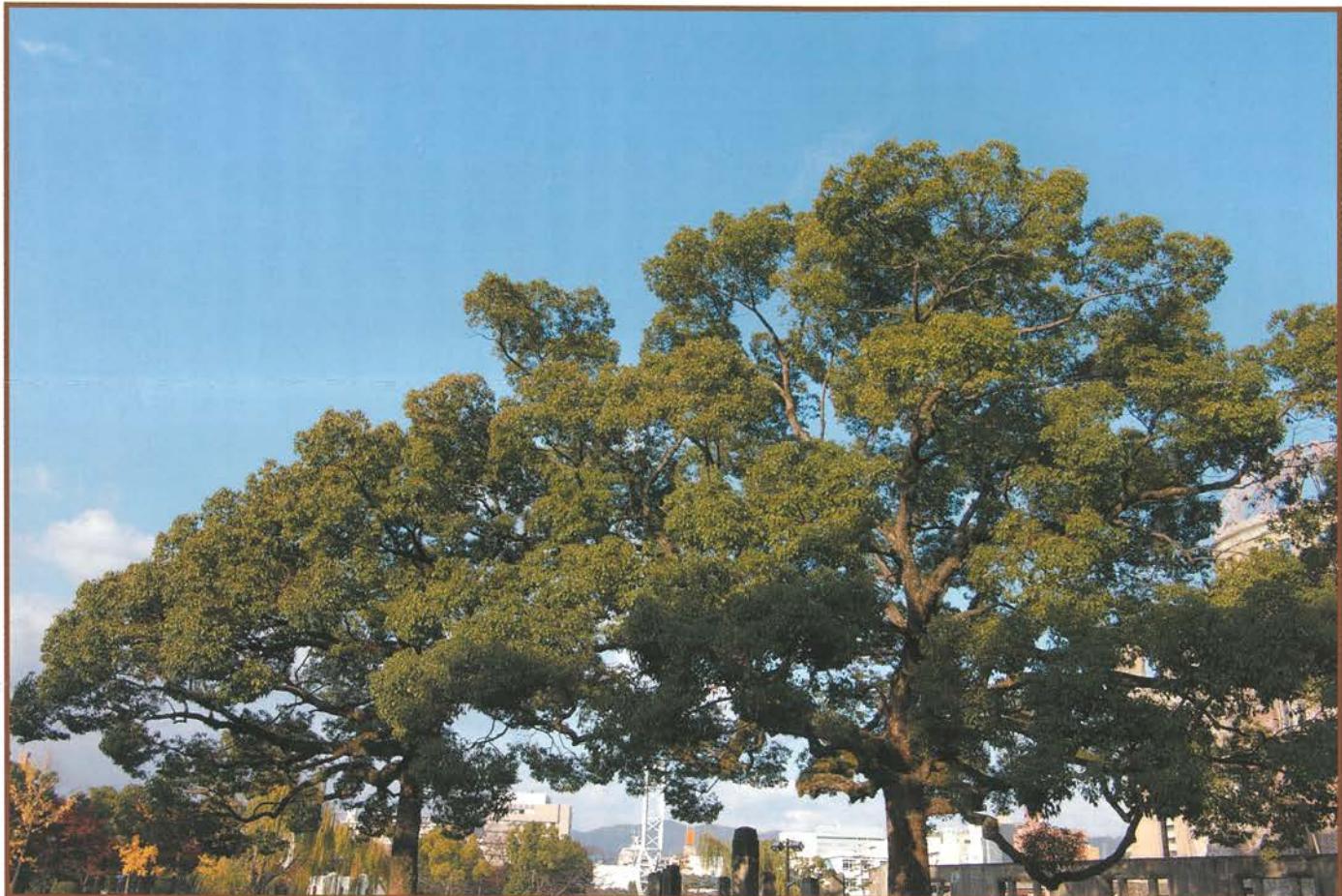


Tokyo Taiju

大樹

Law offices

NO.50



小林正和氏撮影

身をかがめて備える

弁護士 松浦基之

明けましておめでとうございます。

と言ってみるのですが、日本でも世界でも、明るい話題より気が重い話題の方が多いです。しかし、笑顔のはじける元気な子ども達、寒さの中で芽を出そうとする可憐な植物などを見ると、私達も元気を与えられます。

中堅どころが新しい事務所を作り、当事務所は弁護士八名、事務局七名と、小さくなりました。しかし、移転後一年を経て、一同新しい気持ちで新年を迎えています。ジャンブの前に身をかがめるように、縮小と移転が、何度も自らのジャンブの布石となることを願っています。「大樹」の復刊がその前兆となつてほしいものです。

私自身は、昨年秋、都市再生事情調査団の一員として、ドイツとフランスの中間都市を巡り、各都市の環境保護や交通政策を見てきました。木立に囲まれ川が貫く大学町など、都市に応じた独自の対策を講じており、かなり効を奏しているように感じました。

もっとも、これらの政策や方法を、歴史、風土、民族、文化、慣習などが違う日本に、そのまま持ち込むわけにはいかないでしょ。日本の各都市は、他の都市の経験と工夫を参考にして、自分たちの都市に相応しい方策を模索するほかありません。

それもこれも、平和あってのことです。
事務所も、他の例を参考にしながらも、自分たちの努力と工夫で、大樹となりうる条件を整えていくことが必要です。今年も、ご指導・ご鞭撻のほど、宜しくお願い致します。



TOKYO 大樹法律事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目10番3号 太田紙興新宿ビル8階
TEL.03-3354-9661(代)/FAX.03-3354-3324

事 件 紹 介

ハンセン病をめぐる二つの判決について ～正義の判決はどっち？

弁護士 田部知江子

ハンセン病元患者に対する強制隔離と差別の政策を断罪し、その一ヶ月後には、原告となつてない方でも、国籍や居住地を問わず、原告と同様の損害賠償額が支払われるハンセン病補償法が成立しました。

この手続きに則つて、戦前、ソロクト療養所と樂生院に収容された方がとも補償を求めました。ところが、厚生労働大臣は「国内の療養所でない」と棄却したのです。この処分取り消しを求めて、ソロクトから一七人、樂生院から二五人の元患者のみなさんが起きた訴訟が、この補償請求訴訟だったのです。

判決直後から、厚生労働大臣や首相官邸に向けて、台湾樂生院の勝訴判決には、「国は控訴をしないでほしい」、韓国ソロクトの判決については、「一刻も早



朝鮮大学校でのソロクト先生訴訟学習会にて 2001年5月ハンセン病患者本判決原告のキム・テグさんと



「勝訴」の旗を掲げる濱野弁護士（東京新聞提供）

補償法には国外の療養所について明記されていない」と、訴えを退けたのです。

国内の療養所に入所していた方達に対してもは二〇〇一年五月、熊本地裁が日本政府のハンセン病元患者に対する強制隔離と差別の政策を断罪し、その一ヶ月後には、原告となつていないうちの方でも、国籍や居住地を問わず、原告と同様の損害賠償額が支払われるハンセン病補償法が成立しました。

は控訴せり。一曰も早い平等な解決を」との内容となりました。連日の訴えや世論に押されるかたで、国は「控訴はするが、早期の解決を」と最終回答をするに至りました。

この日本での判決後の取組を受けて、韓國・台灣のそれぞれの国内でも、ハンセン病回復の方達の人間性の回復への大きな動きが生まれています。

原告のみなさんが求めているのは人間性の回復です。「隔離政策は間違いだった」ということを、日本政府が認めることで、最後の人間性の回復の機会をもつていただくことができます。原告のみなさんの平均年齢は八歳を超えています。一刻も早く平等な救済を受け、「生きてきてよかったです」と思っていただく日まで、ぜひみなさんのご協力を御願いいたします。

い平等解決を」との要請を連日行つてきました。韓国ソロクトからはるばるやつてきた五人ののみなさんも、「敗訴判決に落胆ばかりしてはいけない」と、日本の国賠訴訟の原告であったみなさんが支援者のみなさんにも励まされながら、力を振つて、国会や集会・街頭での訴えをされました。その結果、判決翌日の新聞各社の社説は一斉に

Lawyers column

近況ご報告

四



近況ご報告

四

められなかつた（将来請求一部認容、国側住民側一部上告）
　昨年の判決は、今までの七回の判決と大筋では、同じである。最初に国を相手に裁判を提起したのは、一九七六年四月である。このときの原告は四三三人であった。その後第三次まで提訴された原告は合計七〇〇余人であった。これまでの訴訟をわれわれは「旧訴訟」というが、これは相手が國であつたからである。その旧訴訟で、裁判所は過去の損害賠償は認めたが、飛行の差止めについては、飛行機は米軍機であるから、国を相手に裁判を起こすのは筋違いであるとして、われわれの請求を門前払い（却下）したのである。

められなかつた。（将来請求一部認容、国側住民側一部上告）
　昨年の判決は、今までの七回の判決と大筋では、同じである。最初に国を相手に裁判を提起したのは、一九七六年四月である。このときの原告は四三人であつた。その後第三次まで提訴された。原告は合計七〇〇余人であつた。これまでの訴訟をわれわれは「旧訴訟」というが、これは相手が国であつたからである。その旧訴訟で、裁判所は過去の損害賠償は認めたが、飛行の差止めについては、飛行機は米軍機であるから、国を相手に裁判を起こすのは筋違いであるとして、われわれの請求を門前払い（却下）したのである。

裁判所で私たちがもう二〇年以上取り組んできた横田基地公害訴訟の通算八回目の判決があつた。この裁判は、国を相手にしたもので、米軍機が横田基地を夜九時から翌朝七時まで離発着しないこと、そして過去と将来の騒音による被害に対する損害賠償を求めたものである。今回の判決も、過去の損害賠償を認め、他の請求は棄却というものであった。夜間飛行の禁止といふ住民の強い要求は、やはり認めた。しかし、（争点）

事 件 紹

横田基地公害訴訟のこと

弁護士 榎本信行



こぶしの花

弁護士
井堀 哲

ションの整理。さらに、持ち逃げした部下に対する責任追及。トリプルである。

e s s a y

「井堀先生、Aという者をご存じですか。なんでも先生の小学校時代の同級生だと言つてゐるのですが……。」
「A?」私がM警察署に駆けつけると、接見室のブース越しに現れたトレンナー姿の男は、まさにAその人だった。
一〇年ぶりに再会したAは「いやあ、井堀が司法試験受験しているつて噂聞いたことがあって。そろそろ弁護士している頃じゃないかと思つてさ」と屈託なく笑つ。被疑事実は、約半年前に犯した恐喝罪。
仲間と映画の割引券を売りつけるという犯罪。
高校卒業後、ホスト、不動産業、親と決別、土建、暴力団関係者とのつき合い、……刑事記録を見て、彼の空白の約一〇年間に思いを馳せる。

当初、彼には罪についての意識は弱かつた。というのも、二ヶ月前なげなしの資金を元手に会社を立ち上げた。しかし、設立と同時に信頼していた一人の部下に会社資金、パソコンなど、めぼしい財産をすべて持ち逃げされて営業停止状態に。被害届を出したところが、警察に身元が割れて逮捕されてしまった。故に彼には、その事件に対する被害者という意識しかない。

彼からの依頼は三つ。まず、刑事事件の弁護。次に、会社と自宅マン

「Bに腹をかけてくれれば、手伝ってくれるよ。」とAは言つ。「B?」と思わず聞き返す。Bといえば、小学校当時のガキ大将。私自身、よくいじめられて泣かされたものだ。そのBが協力?半信半疑でBに電話すると、「しようがねえな。いいよ、やるよ。」と二つ返事だった。

ガキ大将の彼も、今はフリーの土建関係の職人、妻子を持つ家庭人に成長していた。

まず手をつけなければならなかつたのは、会社の整理、と言うよりは清掃だった。会社事務所には、食べかけの弁当、缶コーヒー、タバコの吸い殻が散乱、伝票契約書などの書類と、空虚な事務机と、接客用のソフトアだけが残されていた。さながら廃墟である。私がうんざりしていると、Bは黙々と、手際よく「ミを片づけ始める。これがあのいじめっ子か?と、やはり二〇年ぶりに見るBの姿を感慨深い思いで眺めてみると、「井堀も手伝えよ。」と声が飛ぶ。

私、A、Bの友情に感動してか、大家との間の事務所の原状回復交渉も有利に進み、刑事案件では被害者も快く示談に応じてくれた。

この文章が読まれる頃には、Aの判決が出ていることだろう。執行猶予はつくだろうか。無事釈放されたら、三人で酒を飲もう。その酒はどんな味がするだろうか。

長男誕生で想うこと

弁護士 濱野泰嘉

Lawyers column

私事で恐縮ですが、昨年五月に長男が誕生しました。出産に立ち会ったのですが、陣痛開始から二日経つても産まれなかつたため、妻の体力消耗が激しく、もはや帝王切開かと思うほど。しかし、母になろうとする力はすごいもので、最後は気力、体力を振り絞り、ようやく分娩に至りました。その瞬間、母児とともに無事でよかったですと、妻の顔を見て思わず涙してしまいました。

ただ、同時に頭をよぎつたのが、出産時に一本の薬剤を投与されたために、一生病気を背負うことになった人たちのこと。現在、私も弁護団に参加している「葉害肝炎訴訟」(※)の原告たちです。原告の多くは一九七〇年代、八〇年代に出産。その際の出血を止めるために血液製剤であるフィブリノゲン製剤を投与されました。しかし、その

血液製剤は、C型肝炎ウイルスが混入しているたばかり

か、止血効果すら認められていないかったのです。危険な上に効き目もないクスリを承認した国

の責任と、製造販売していた裁判薬企業の責任、これを問う裁判をしています。



現在、東京では、被害を受けた原告たちの本人尋問を行っています。春から夏にかけて、大阪

と福岡で判決が出ることでしょう。「もう一度と薬害は起こさせない。」息子の安らかな寝顔を見るたびに、その想いを強く

しています。

今年も、ご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。

*詳しくは、週刊金曜日フックレ
ツト「葉害肝炎」(定価六三〇円)
をご覧下さい。

